

県立学校におけるいじめ重大事態の調査結果の概要について1

1 事案の概要

- ・発生日時 令和3年9月頃から令和4年9月
- ・発生場所 教室等
- ・被害生徒 2年 男 A
- ・加害生徒 2年 男 BおよびC
- ・いじめの態様

1年次から、B、CがAに対して強く叩く等の暴力を毎日のように行った。また、2年次に入ってから、Bは週に3本程度、Cは週に1本程度、Aにジュースを奢らせるようになった。さらに、ジュースを買うためにAの財布からお金を抜き取った。

- ・いじめ防止対策推進法28条1項2号に該当する重大事態と認定

2 重大事態に係る調査の実施

(1) 調査期間

令和4年12月8日(木)～令和5年2月28日(火)

(2) 調査組織

当該校いじめ対策委員会に、臨床心理士と県教育委員会事務局生徒指導・いじめ対策支援室指導主事を加え、調査組織とした。

3 調査の概要

(1) 調査からいじめとして認定された事実

- ① 1年次よりB、CによるAへの暴力が継続していたこと
- ② 2年次に、B、CがAにジュースをおごらせていたこと、ジュースを買うためにAの財布からお金を抜き取ったこと

(2) 事案の背景

Aは大人しい性格であり物静かで優しい生徒である。教師や周囲の生徒は、A、B、Cは仲の良い友達だと思っていた。アンケートでは、AおよびクラスメイトにAに対するいじめをうかがわせる記載はなかったが、SNSへの投稿内容からAが友人関係に気を遣っていたことがうかがわれ、周囲の大人がAに対する早期の支援の必要性に気付かなかった。

(3) 学校の課題

- ① 早期発見ができず指導・支援が遅れたこと
事案が発覚した直後から、支援や指導について、組織的に対応することに努めたが、被害が長期にわたっていたことで、当該校での学校生活を継続する意欲が失われてしまった。
- ② 何が「いじめ」であるかを教えられていないこと
加害生徒や周囲の生徒は「一方的におごらせる」など、やっていることが「いじめ」に該当するという意識が弱かった。その結果、周囲からの申告もなく、事態の発見が遅れてしまった。
- ③ 教員には良好な人間関係を築いているように見えていたこと
教員としては、一人でいる生徒や人との距離感が上手くとれず孤立している生徒を心

配する傾向が強く、友人という姿だけで安心してしまっていた。

(4) 再発防止策

- ① 生徒が日頃起こっていることを話せる、教員との信頼関係を構築することに努める。
また、教員同士の相互扶助的な人間関係が形成されるような職場づくりに努める。
- ② いじめの未然防止のため、「いじめ」について生徒に理解させ、生徒自身がいじめ防止の啓発活動を通じて、自分たちにもいじめを解決できる力があると認識できるような指導を実践する。
- ③ 教員がトラブルやいじめは親しい友人間で起こることが多いことや思春期の子どもたちが成長していくなかで、友人同士の関係性は変化することなど、未然防止に必要な知識を、研修等を通し学び、常にブラッシュアップしていく。
- ④ 自分の気持ちに気づいたり、言語化したりすることが苦手な生徒もいることから、SOSの出し方教育等に取り組む。